

第二十七条中「地方運輸局若しくは海運監理部の」を削り、地方運輸局等海運支局組織規程（昭和二十六年運輸省令第五十号）別表第二を「地方運輸局組織規則別表第三」に改め、地方運輸局又は海運監理部の」を削り、沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）第十条を「内閣府設置法第四十七条第一項」に、運輸省組織令（昭和四十九年政令第七十五号）第二百一十一条第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令第二百一十二条第二項に規定する事務」に改める。附則第三項及び第四項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（小型船舶検査機構に関する省令の一部改正）
 第一百十五号 小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

（小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）
 第一百十六号 小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（船舶安全法又は同法に基づく命令の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令の一部改正）
 第一百十七号 船舶安全法又は同法に基づく命令の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令（昭和四十八年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部改正）
 第一百十八号 小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則の一部改正）
 第一百十九号 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「騒音」を「騒音」に、「騒音」を「騒音」に改める。

（空港周辺整備機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）
 第一百二十号 空港周辺整備機構の財務及び会計に関する省令（昭和四十九年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（運輸省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正）
 第一百二十一号 運輸省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「運輸省」を「国土交通省」に改める。

第二条及び第三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別記様式中「騒音」を「騒音」に、「騒音」を「騒音」に改める。

（港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部改正）
 第一百二十二号 港湾の施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部改正）
 第一百二十三号 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第十五条中「第二十三条」を「第二条の三」に改める。

（小型船舶安全規則の一部改正）
 第一百二十四号 小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「命令」を「国土交通省令」に改める。

第四十八条第一項の表中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十八条第二項第一号及び第十号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（船舶料理士に関する省令の一部改正）
 第一百二十五号 船舶料理士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正）
 第一百二十六号 船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則（昭和五十年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別記様式中「騒音」を「騒音」に改める。

（油濁損害賠償保障法施行規則の一部改正）
 第一百二十七号 油濁損害賠償保障法施行規則（昭和五十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Ministry of Land, Infrastructure and Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六号様式中「Minister for Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（漁業再建整備特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部改正）
 第一百二十八号 漁業再建整備特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三条の二第三項中「地方運輸局等海運支局組織規程（昭和二十六年運輸省令第五十号）別表第三」を「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第五」に、「地方運輸局の海運支局」を「海運支局」に、「沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）第十条第一項」を「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項」に、「運輸省組織令（昭和五十一年政令第七十五号）第二百一十一条第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百一十二条第二項に規定する事務」に改める。

（船員に関する賞金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正）
 第一百二十九号 船員に関する賞金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年運輸省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七条中「運輸省組織規程（昭和二十七年運輸省令第七十三号）及び地方運輸局等海運支局組織規程（昭和二十六年運輸省令第五十号）」を「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）」に改める。